

憲法週間 5月1日～7日

この機会に基本的人権の尊重について
みんなで考えてみましょう。

5月3日は
憲法記念日

問い合わせ 人権推進課 ☎38-2055

4月から障害者差別解消法(※)が施行されました。
今回は、芦屋市障害者(児)福祉計画及び芦屋市障害福祉計画策定にご
尽力いただいた芦屋学園短期大学准教授の木下隆志氏に、法律の内容
をわかりやすく解説いただき、障がいのある人もない人も共に幸せに
生きていくための社会づくりについて寄稿していただきました。

(※)障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

あたりまえのこと

差別はあってはならないこと。誰でも承知し
ていることです。理由もなく除外されたり、参
加を拒否されたりすることがあってはなりま
せん。そのようなあたりまえのことが、障がい
を理由に守られていません。とても「カッコワ
ルイ」(アンクル)社会です。あたりまえのこ
とが普通にできる社会を目指して、障害を理由
とする差別の解消の推進に関する法律(以下、
「障害者差別解消法」という。)ができました。
「障害者差別解消法では2つのことが定めら
れています。

合理的配慮の提供とは

「こうしてほしい」を伝えること
そして、2つめは、合理的配慮の提供といわ
れるものです。市役所や事業者は、本人の「こう
してほしい」という意見に対し、障がいの特性
に合わせた配慮を行うことです。内閣府の例で
は、困っていると思われるときは、まずは声を
かけ、手伝いの必要性を確かめてから対応する、
意思を伝え合うために絵や写真やタブレット
端末などを使うこと、などが挙げられています。
本人の意思を尊重して、本人の障がいの特性に
合わせた対応をしてほしい、ということです。

「こうしてほしい」を伝えること

ここで大切なのは、「こうしてほしい」ことを
相手に伝えることです。伝える手段や方法を工
夫することも大切です。少しわかりにくいかも
しれませんが、みなさんは「伝えているのに、わ
かってもらえない」経験はありませんか？それ
を解消することもこの法律の目的です。最近の
手話言語・コミュニケーションに関する条例を
つくる取り組みもその一環です。市役所を含む
公共機関は誠実に応えてくれるはずですから、
困っていること、どう考えても、これは必要だ
ろうと思うことは積極的に伝えていきましょう。

2つの課題、

これからの蓄積が大切

この法律には課題もあります。その1つめは、
事業者はできる範囲で努力するとなっております。
それは、みなさんの要望に対し、努力をしてくら
うのですが、費用がかさむ内容であれば経費を
あまりかけたくないという点で定着しないかも
しれません。できれば段階的に義務化してほし
いと思います。

不当な差別的取扱 の禁止

「障害者差別解消法って 知っていますか？」

芦屋学園短期大学幼児教育学科 准教授 木下 隆志

1つめは、不当な差別的取扱の禁止について
定めています。内閣府がホームページで公開し
ている「不当な差別」には、障がいを理由に窓口
対応を拒否すること、対応の順番を後回しにす
ること、付き添いがいないと入店を断ること
などが挙げられています。市役所やサービスを
繰り返し提供する事業者は、この不当な差別的
取扱をしてはならないと定められました。

市役所ではみなさんの意見を聴きながら対応要
領を作成しています。今後、それを守り仕事を
行います。また、事業者は対応指針を自主的に作成す
ることが求められています。

一部の事業者に見られる、入店や参加を拒否
する、といった硬直した姿勢から生まれる排除
の感情を野放しにするのではなく、「この社会はい
ろいろな人で構成されており、それは社会にとっ
ても健全で自然なもの」、成熟した社会にふさ
わしい感性を持つ「カッコイ」(クール)社会を目
指しています。

プロフィール

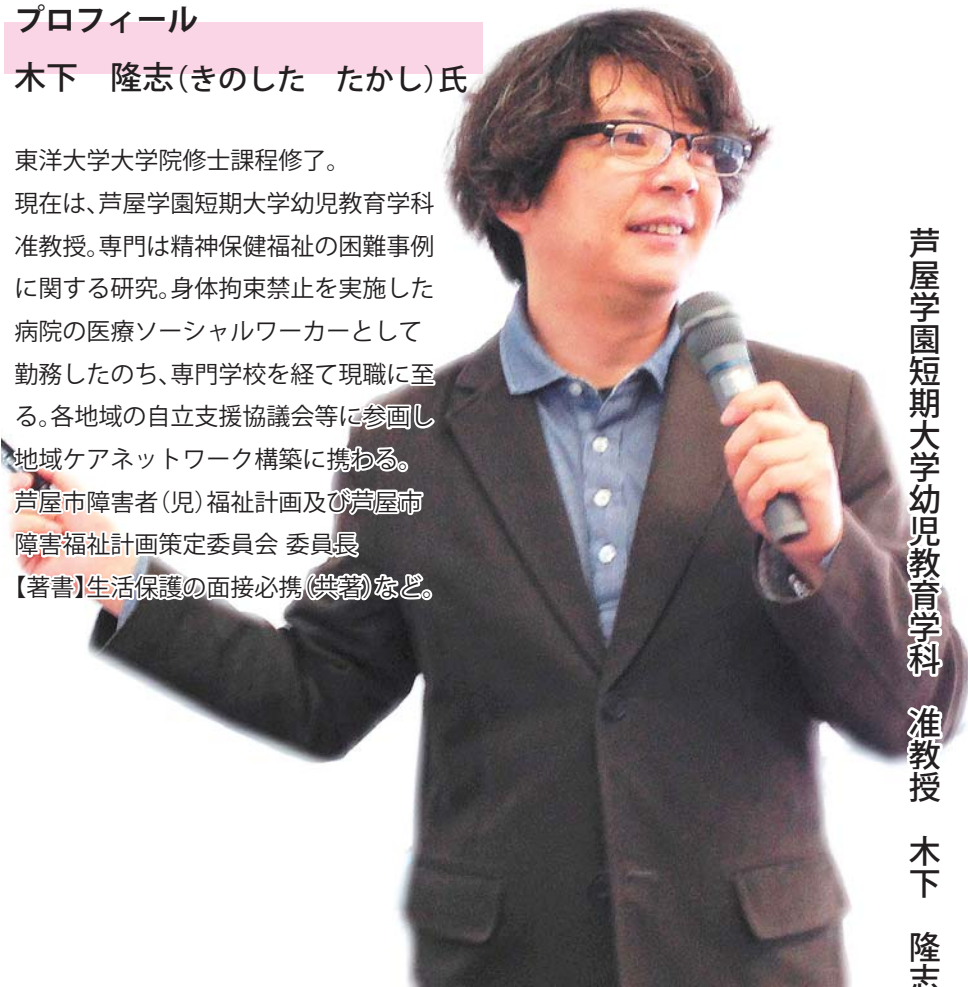
木下 隆志(きのした たかし)氏

東洋大学大学院修士課程修了。

現在は、芦屋学園短期大学幼児教育学科
准教授。専門は精神保健福祉の困難事例
に関する研究。身体拘束禁止を実施した
病院の医療ソーシャルワーカーとして
勤務したのち、専門学校を経て現職に至
る。各地域の自立支援協議会等に参画し
地域ケアネットワーク構築に携わる。

芦屋市障害者(児)福祉計画及び芦屋市
障害福祉計画策定委員会 委員長

【著書】生活保護の面接必携(共著)など。



第61回芦屋市人権教育推進協議会定期総会 記念講演会 『同和教育に求めたいこと』

■日時 5月25日(水)午後3時50分～5時
■会場 市民センター301室 ■講師 宮前
千雅子氏(大阪大学・龍谷大学非常勤講師、関
西大学人権問題研究室委嘱研究員) ■申し
込み 直接会場受付へ ※託児あり(保険料
250円・5月18日までに(要予約))※手話通
訳・要約筆記あり

問い合わせ 芦屋市人権教育推進協議会
☎38-2091(生涯学習課内)

これらの課題は、地域の相談窓口や、障害者差
別解消支援地域協議会による意見交換の場所で
検討することが求められています。そのためにも、
不当な行為や配慮がされなかった事例の蓄
積、また、反対にとっても心が温まったという意
見を蓄積していく中で課題に向き合うことが大
切です。